様式第１１号（第２１条関係）

記号及び番号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

能代市長

保険給付額控除通知書

　あなたに給付決定した保険給付額について、　　　　年　　月　　日付け能　発第　　号により支払いを一時差止めし、滞納している国民健康保険税を直ちに納付してくださるようお願いしましたが、あなたが納付すべき国民健康保険税が納付されておりませんので、国民健康保険法第６３条の２第３項の規定により、下記のとおり一時差止めした保険給付額から滞納額を控除するので通知します。

記

１　一時差止めに係る保険給付の種類及び金額

２　控除する国民健康保険税の滞納額及び納期限

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 滞納税目 | 年度 | 期別 | 滞納額 | 納期限 |
| 国民健康保険税 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 合計 | 　 | 　 | 　 | 　 |

３　控除後の滞納税額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 滞納税目 | 年度 | 期別 | 滞納額 | 納期限 |
| 国民健康保険税 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 合計 | 　 | 　 | 　 | 　 |

４　控除後に支払する金額

　（教示）

１　審査請求について

　　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に秋田県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　取消訴訟について

　　この処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た後に、その審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に能代市を被告として（訴訟において能代市を代表する者は能代市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに、処分取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても、裁決がないとき

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき

③その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき